



◎道路功績者表彰

秋田、宮城、福島、栃木、千葉、茨城、青森、神奈川の各縣知事より道路功績者表彰方推薦ありたるに付慎重審査の結果、左記の通り道路功績者表彰規定第一條に依り表彰することに決定し、二月十一日各地方長官に依頼して夫々表彰した。

記

秋田縣

山本郡粕毛少年團道路愛護會

宮城縣

桃生郡北村道路保護組合

福島縣

東白川郡鮫川村聯合道路愛護會

右道路功績者表彰規定第三條に依る表彰狀(額縁付)贈與

秋田縣道路工夫 佐々木彌三郎

同 菅原留吉

宮城縣修路夫 菅原菊太

栃木縣道路工夫 中村善次

同 塚原晋次郎

同 大谷廣作

千葉縣道路工夫 杉浦七藏

茨城縣道路常工夫 木村角之介

神奈川縣道路監守 井口文作

同 土屋爲藏

右規定第三條第四條に依る表彰狀(額縁付)、一等功績章及木杯一組贈與

宮城縣修路夫 島津武

福島縣道路工夫 高橋清助

同 同 石井福太郎

同 同 志賀忠太郎

同 同 志賀久吉

千葉縣道路工夫 石出一正

同 同 鎌田米吉

茨城縣道路常工夫 中谷直次郎

右規定第三條第四條に依る表彰狀(額縁付)、二等功績章

及木杯一個贈與

秋田縣乘合業 福島 福島市

右規定第三條第四條に依る表彰狀(額縁付)、木杯一個贈

與

宮城縣修路夫 大場 末藏

青森縣修路工夫 中川原三之助

同 同 小笠原末治

右規定第三條に依る表彰狀(額縁付)、贈與

◎地方廳に於ける路政功績者選獎

憲法發布五十周年紀念日に當る紀元節の佳辰を卜し各地方廳に於ては各方面の功績者に對し選獎する所があつたが其の内路政關係は次の如きものである。

○青森縣では修路工手優良者として岩谷理吉、小笠原末治、中川原三之助、三上正平、川原田實、吉川竹造、新谷忠一、高木豐吉、福原彦太郎、木下吉三郎、工藤淺吉、坪直吉、町居省一、小村岩吉、吉田力之助、幸崎巳之松、小山内新一、能登谷喜之助、鈴木善作、川崎平内、福島定一、三橋喜一郎、山内政治、寺田德太郎、小田桐九二男、野呂孫作、谷千代太郎、西塚喜一郎、關作之亟、佐藤要次郎、長内長次郎、八重垣岩之助、畑中勇、澤田三太、中屋久松、小濱瀧次郎、庄司兼松、十日市兼吉、中村留吉、阿部志郎、中居榮吉

○宮城縣では △桃生郡北村道路保護組合 △宮城郡大澤村道路保護組合 △伊具郡耕野村道路保護組合

○群馬縣では修路功勞者として縣修路工夫新澤彌惣吉 △久保田德三郎 △今井文三郎 △桑原仲次郎 △篠原良作 △和田金

次郎

道路愛護功勞團體として、瀧川村道路愛護會、木瀬村同

△荒砥村同△赤堀村同△東村五町田同△新里村男子青年團

處女會△松井田男女青年團△中之條道路愛護會△三郷村同

△中野村男女青年團（一等賞優勝旗並賞金授與）

○栃木縣では土木忠勤者として、勤続十五年 宇都宮土木

區田井治郎作、同粕田郡藏、栃木土木區茂呂春吉、勤続十

四年 大田原土木區飯山信吉、日光土木區楮本西作、優良

團體として芳賀郡逆川村道路保護組合。茨城縣では道路改

良會關係として木村角之介、中谷直次郎

○千葉縣では優良道路愛護會として△市原郡内田村△東葛

飾郡木間ヶ瀬村、田中村△印旛郡六合村八街町中部△香取

郡多古町、山倉村新里、飯高村、橘村、東城村△長生郡水

上村△君津郡飯野村、富岡村△安房郡會呂村

○石川縣では常用工夫、大聖寺土木出張所、木下善五郎△

小松土木出張所染井佐七郎△同上太田七次△金澤土木出張

所吉本宅次郎△同上室野吉太郎△羽咋土木出張所山本定吉

△輪島土木出張所竹森徳太郎△飯田土木出張所出長次郎

○滋賀縣では團體として安曇小學校道路愛護會外七團體、

修路工夫として岩井春次外四名○鳥取縣では八頭郡智頭町

那岐道路治水愛護會○香川縣では△優良道路工夫として大

川郡丹生村丸山清平、綾歌郡昭和村小川政吉綾歌郡美合村

佐野忠之、三豊郡常磐村矢野佐市、△優良道路愛護會とし

て、大川郡富田村柴谷道路愛護會、土庄町道路愛護會、

香川郡安原道路愛護會、東谷分會、綾歌郡美合村道路愛護

會

○愛媛縣では道路維持功勞者として郡中土木出張所岡田新

市郎△宇和島土木出張所稻葉滿雪△御莊土木出張所高森兼

治△久萬土木出張所森山與五郎△大洲土木出張所西野茂△

西條土木出張所伊藤初尾（其の他は未報）

◎理事會

昭和十三年二月十五日附を以て内務、鐵道兩次官より陸

上交通事業調整法案要綱の諮問があつたので、右諮問答申

の件に就て、二月十九日正午より丸ノ内日本俱樂部に於て、理事會を開催、水野會長、山田(英)、安藤、寛、辰馬、谷口、中川(吉)、山田(新)、牧、佐上、佐藤、青山、鈴木の各理事並阿部主任幹事、細田、近藤、和田、金子の各幹事出席、安藤土木局長より右法案の趣意、阿部道路課長より右法案要綱の説明あり、次いで質問應答を重ね、別項の通り答申することに決定、午後二時三十分散會。

◎陸上交通事業調整法の制定

現時の陸上交通事業統制の爲法律制定に關し左記之通鐵道内務兩次官より意見の提出を求められ本會は之れに對し答申せり。

記

監第九五〇號

昭和十三年二月十五日

鐵道次官 喜安健次郎
内務次官 羽生雅則

道路改良會長殿

別紙趣意書記載ノ如キ事由ニ依リ陸上交通事業調整ニ關シ別紙大綱ノ如キ調整法案ヲ第七十三回帝國議會ニ提出致度目下著々準備中ニ有之候就テハ御繁多中恐縮ニ候得共右大綱ニ關スル御意見御洩シ相願度右ハ取急ギ居候ニ付至急御回示相成度此段得貴意候

趣 意 書

現在我國の陸上交通事業の内で公營又は民營のものなるものは地方鐵道事業、軌道事業及自動車運輸事業であつて、此等は全體一地方の交通に従事してゐる。此等の事業に對しては政府は當初之が普及を促進するといふことを以て主たる目的としてをつたし、民間の企業心も甚だ旺盛であつたので著しい進歩發達を來したのであつたが、これと同時に之に隨伴する弊害も亦漸く顯著となつてきた。それは、此等事業が亂立してその間の連絡を缺き却つて相互に激烈なる競争を惹起するといつた様な地方が相當多きを算するに至つたからである。

元來交通機關は交通上の需要に應じて統一的に運営せられ若は可及的に相互の連絡を圖ることが最も重要なことである。然るに今日の我が陸上交通事業の状態を觀ると前記の様に統一連絡を缺き亂立競争状態に陥つてゐる地方が多いのであつて、こうした状態では利用者全般に對し公平にして良好なサービスを與へることが出来なくなる。そののみではなく不當の競争は、事業の經營者をして二重又は過剩の投資をなさしめたり、營業費を濫費せしめたりするとになり之が爲、中には經營極めて困難に陥るものすらあるといふ譯で、これは國家的にみても非常な無駄を敢てせしむる結果となるのであるそれで一般に茲數年以前から我が陸上交通事業を調整すべきであるとの意見が漸次高まりつつあつたのである。

然し乍らこの調整には複雑なる利害關係を伴ふのみならず各々の事業には事業としての沿革、特殊事情等があつて場所に依つては、これを關係事業經營者間の自治的調整に委ねるだけでは所期の目的を達し得られない所もあるので

あつて、かうゆう場合には事業經營者としても國家の力を借りたいと考へることもあらう。更に又、大都市のやうに事業が相當複雑して居り而も特に公益の増進を圖る必要のあるところではなるべく理想的に調整する必要上經營者間の自治的調整に委せず、國家が大局的見地から一定の計畫を樹てて調整を爲す必要がある場合もあるであらう。

かういつた意味に於て最近には政府に一定の權限を與へ、この權限に基いて公正妥當なる調整を促進若は實施し得る様な立法を爲さなければならぬとの聲が澎湃として興り、各種關係團體からの陳情請願建議等も山積し、最早や立法の必要は輿論化したと認められる。殊に支那事變が勃發して事變中は固より事變後の經營に於ても資本又は經費の無駄を排除するの要が一層切となつてきた。それで此等の事態を考慮し、其の趣旨に適合する様な陸上交通事業の調整を目的とする法案を作つた次第である。

尙陸上交通事業の調整は諸外國でも問題となり、獨、佛、英、米等に在りても事業調整に關する法規は既に相次いで

制定されその實行期に入つたもの多く、又理想的な調整の行はれてゐる例も尠くない。我國に於ても本法案が成立した上は之が運用により一日も速に調整の目的を達成する様致したいと思ふのである。

陸上交通事業調整法案大綱

第一 本法の適用を受ける交通事業

本法の適用を受ける交通事業は地方鐵道事業、軌道事業及自動車運輸事業とし、自動車運輸事業以外の自動車に依る運送事業、索道事業、無軌條電車事業等は將來必要に應じ勅令を以て指定することとする。

第二 調整の區域

後に記述する交通事業調整委員會の意見を徴して主務大臣が決定することとするのであるが、大體大都市又は特に調整を爲さなければならぬ事情に在る區域といふことにならう。調整の勸告又は命令はこの區域内の事業經營者に對して爲される譯であり、又この區域が決定されると將來この区域内に新に事業を免許又は特許しやうとする場合は

主務大臣が重要なものに付交通事業調整委員會の意見を徴することとする。

第三 調整の方法

調整の方法としては次の様な事項を豫見してゐる。これも後に記述する交通事業調整委員會の意見を徴して此等の方法に該當する事項を事業經營者に對し勸告（第一號の事項）又は命令（第二號から第八號までの事項）することとする。

- 一 會社の合併又は設立
- 二 事業の買収又は讓渡
- 三 事業の共同經營
- 四 事業の管理の委託又は受託
- 五 連絡上必要なる線路其の他の設備の新設變更又は共用
- 六 運賃又は料金の制定、變更又は協定
- 七 連絡運輸、直通運輸其の他運輸上の協定
- 八 用品其の他の共同購入、共同修繕其の他必要と認め

る方法

交通事業調整委員會は學識經驗者、貴衆兩院議員、各省關係者、地方の事情に通曉する者等を委員として委嘱し此等の人々による權威ある意見を參酌して主務大臣が必要な決定、裁定等を爲すこととする。

第五 調整の命令を發する手續

主務大臣が公益の増進を圖り事業の健全なる發達に資する爲事業の調整を爲さうとする場合には交通事業調整委員會の意見を徴し、調整の區域、調整すべき事業の種類及範圍、調整の方法其他調整上必要な事項を決定し、その決定に基き事業經營者に對し必要な調整の勸告又は命令を發することとする。

第六 勸告又は命令を受けたる事業經營者としての手續

事業經營者が會社の合併又は設立に關し勸告を受け、之に依り主務大臣の指定する期間内に協定が成立した場合に於ては、經營者は會社の合併又は設立につき認可を申請する。

事業經營者が第三の第二號乃至第八號の方法に該當する事項に關し命令を受けた場合には主務大臣の指定する期間内に細目に付協定を爲して認可を申請する。若し經營者間の協定が成立しないときは主務大臣が裁定するのであるが、この場合には大臣は輕微なるものを除き交通事業調整委員會の意見を徴することとする。若しこの裁定を受けたる者が事業の買收の價額、共同經營に於ける收得若は負擔の金額の割合又は管理の報酬金額に付不服あるときは通常裁判所に出訴し得る途を拓くこととする。

第七 其他

其他公共團體が事業を經營する會社の株主となり得るのみならず、公共團體の吏員が其の資格に於て會社の取締役又は監査役に就任して事業の經營に参加し得ることとする。

尙減免稅、事務簡捷、法令若は處分に違反した場合の處分等に關する二、三の規定を致すこととする。

陸上交通事業調整法要綱ニ關スル件

昭和十三年二月十五日附ヲ以テ標記ノ件御諮問相成候處陸
上交通事業ノ統制ハ業界ノ實狀ニ鑑ミ眞ニ喫緊ノ要務ト被
認候ノミナラズ曩ニ昭和十二年五月本會ノ開催セル六大都
市道路協議會ニ於テ滿場一致ヲ以テ之ガ立法ノ實現促進方
ヲ決議セル次第モ有之今回御諮問ノ調整法要項ハ時節柄至
極適當ト被認候條速ニ法律案御提出相成度但シ其ノ運用ニ
付テハ充分慎重ニ御措置相成様致度茲ニ理事會ノ決議ヲ經
及答申候也

昭和十三年二月十九日

道路改良會長 水野鍊太郎

鐵道次官 喜安健次郎 殿

内務次官 羽生雅則 殿

◎内務省土木試験所談話會

昭和十三年二月中に開催したる土木試験所談話會に於け
る話題は次の通りである。

第一六六回技術談話會話題

時日 昭和十三年二月四日(第一金曜日) 午後一—四時
場所 本郷區駒込上富士前町二十六 内務省土木試験所講
堂

一、中支視察談……………(一時間) 河口協介技師
(土木局)

二、北支視察談……………(一時間) 田中 豊教授
(東大・土木科)

三、歐米視察談……………(一時間) 櫻井英記技師
(都市計畫課)

以上

附記 第二金曜(十一日)は紀元節につき繰上げ第一

金曜(四日)に行ふ。

第一六七回技術談話會話題

時日 昭和十三年二月二十二日(火曜) 午後二—四時
場所 本郷區駒込上富士前町二六 内務省土木試験所講堂

一 水門の流出状態と流出係數に就て……………(十五分)

二 路床土改良の一要素に關する實驗……(十五分) 横田周平 幹事 外務省通商局第二課 勝部俊男
陸軍省築城本部 勝海恭次郎

三 新京濱國道多摩川架橋地點の水質……(四十分) 片平信貴 商工省商務局博覽會管理課 本多次郎
鐵道省國際觀光局庶務課 榎本容二
厚生省體力局施設課 田村剛

四 洪水貯水池の調節水門に就て……(三十分) 福島彌六 加藤誠平
伊藤剛技師 豐原道也
以 上 堀信一

◎第八回國際道路會議道路展覽會出品準備委員並

幹事追加囑託

本會に於ては、昭和十三年一月二十二日及同二月五日付
を以て、第八回國際道路會議道路展覽會出品準備委員並幹
事として左記諸氏を追加囑託せり。

記

委員 東京市土木局技術長 今井 哲 東京市土木局道路管理課 堀込五吉
" 日本商工會議所副理事 依田信太郎 東京市土木局河川課長 青山泰晴
" 東京市土木局試驗所 星野市郎 東京市土木局河川課 瀧尾達也
" 東京市土木局試驗所 渡邊米一

東京市土木局建築課	石原憲治
東京市保健局公園課長	井下清
東京市保健局公園課	横山專一
京都市土木局庶務課長	光明正道
大阪市土木部道路建設課長	宮内義則
名古屋市土木部工務課長	三上昭
横濱市土木局都市計畫課	馬場陪美
内務省土木試驗所	山田元
〃	西川榮三
〃	小澤久太郎
〃	佐藤寛政
〃	石堂督兵
〃	石川榮耀
〃	遠藤貞一
〃	竹内恒三郎
〃	上原松三
〃	市川良正
〃	日本紙器株式會社

〃 アスファルト聯合會理事 關根博
 〃 日本鋪道株式會社 森 豐吉
 〃 大阪窯業株式會社東京出張所 大橋辰次
 〃 淺野セメント中央研究所 武田 忠

◎第八回國際道路會議道路展覽會出品準備幹事會

昭和十三年一月二十五日午後五時より帝國鐵道協會に於て、第八回國際道路會議道路展覽會出品準備幹事會を開催、金子幹事長、勝部、勝海、榎本、加藤、堀、花房、萱場、上床、山本、瀧尾、渡邊、星野、石原、井下、横山、石川、鈴木、遠藤、上原、市川、關根、森の各幹事出席、金子幹事長より國際道路會議道路展覽會の趣旨を説明し、左記の如く出品物を九部に分類し、各部主任幹事並幹事を決定し、次で、出品物は内務省土木試驗所に搬入し、國內道路展覽會を開いて出品物の展覽並に審査を行ひ、和蘭國海牙市で開催の道路展覽會への出品物を決定することとし、午後八時散會。

部類	主任幹事名	幹事名
第一部 アスファルト類	關根 博	市川 良正、森 豐吉、 西川 榮三、渡邊 米一
第二部 セメント類	武田 忠	西川 榮三、渡邊 米一、 勝海恭次郎、大橋 辰次
第三部 自轉車類	本田 次郎	竹内恒三郎、 上原 松三
第四部 圖面及圖表	遠藤 貞一	
第五部 交通ニ關スルモノ	豊原 道也	
第六部 寫眞類及パンフレット類	大石 義一郎、 鈴木 清一	田村 剛、加藤 誠平、 覆本 容二、石川 榮耀、 小澤久太郎
第七部 東京市關係出品物	山本 亨	渡邊 米一、高橋 猛雄、 瀧尾 達也、石原 憲治、 花房 利市、星野 五郎、 横山 泰晴、堀 野 吉
第八部 五大都市關係出品物	山本 亨	光明 正道、宮内 義道、 三上 昭、馬場 陪美
第九部 搬入場所	上床 三次郎	

國內道路展覽會

自昭和十三年三月二十三日

出品物搬入締切日 昭和十三年三月二十日
搬入場所 東京市本郷區駒込上富士前
内務省土木試驗所

雜報

開催期日 至同 四月 三日
開催場所 内務省土木試験所(本郷)

◎第八回國際道路會議道路展覽會出品準備主任幹事會

昭和十三年一月三十一日午後五時より帝國鐵道協會に於て開催、關根、武田代理渡邊、遠藤、豊原、大石代理石川、山本の各部主任幹事並に森、高橋、堀込の各幹事出席、各部分擔事項の打合せを行ひ、午後八時散會。

◎近刊の圖書雜誌

- 水利と土木(一一卷二號)
(金森誠之氏) 土木工學に對する新らしい着眼に就て)
- 三田學會雜誌(三二卷一號二號)
(高橋誠一郎氏) 商品としての浮世繪版畫)
- 觀光聯盟情報(二卷一號二號)
- 早稻田建築學報(一四號)

(後藤正司氏) 土質試験の一例に就いて)

○土木學會誌 (二四卷二號)

○駿工 (一四卷一號)

○鐵道軌道經營資料 (二二卷一號)

(中川正左氏) 國民精神總動員と交通業務關係者の覺

悟)

○日立評論 (二二卷二號)

○大大阪 (一四卷二號)

○土木建築工事畫報 (一四卷二號)

○土木 (三九號)

○道路研究會彙報 (一月號)

(長瀬新氏) 獨逸自動車國道に就て)

○汎交通 (一月號)

○工學部紀要 北海道帝國大學 (四冊二號)

○警察協會雜誌 (四五三號)

○自警 (二〇卷二號)

○東大陸 (二月號)

○セメント界彙報 (三五九號)

○日本ポルトランドセメント業技術會報告 (六冊二四號)

○法律時報 (一〇卷二號)

(小林巳知次氏) 農地調整法案要綱を讀みて)

○技術日本 (二五九八年一月)

(號現行メートル法制度擁護)

○電氣通信學會雜誌 (一七八號)

○石油時報 (二月號)

○港灣 (一六卷二號)

(列國港灣事情)

○都市問題 (二六卷二號)

○臺灣技術協會誌 (二輯一號)

○セメント同業會道路部パンフレット (五一號)

○乘合自動車 (二二卷二號)